

## 日野町中小企業・小規模企業振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第6条および小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第7条の規定に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、中小企業・小規模企業の活性化を推進し、その事業の持続的発展を図り、もって地域経済の活性化および町民生活の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業関係団体 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体およびこれらに準ずる団体で町長が特に認める者のうち、町内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者・小規模企業者以外の事業者であって、町内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を営む者をいう。
- (6) 教育機関 本町の地域経済の活性化に資する調査、研究および教育を行う機関をいう。
- (7) 町民 町内に在住し、在勤し、もしくは在学する者または町内において事業もしくは活動を行う団体をいう。
- (8) 地域コミュニティの維持発展 町民の生活の向上および交流の促進に資する事業または活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成を行うことをいう。

### (基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済および雇用

を支える担い手として、また、地域コミュニティの維持発展に重要な役割を果たしているという基本的認識の下に、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業者・小規模企業者の経営の向上および改善に対する主体的な努力の促進が図られること。
- (2) 中小企業・小規模企業の成長発展およびその事業の持続的発展が図られること。
- (3) 町、県、国、中小企業者、小規模企業者、中小企業・小規模企業関係団体、大企業者および金融機関が連携するとともに、町民が協力すること。
- (4) 中小企業者・小規模企業者の経営規模および形態等に応じ、十分な配慮がなされること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。

- 2 町は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 町は、地域経済の活性化および地域コミュニティの維持発展に資するため、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争および契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注、物品および役務の調達等にあたっては、中小企業・小規模企業をはじめとする町内事業者の受注機会の確保に努めるものとする。
- 4 町は、勤労および職業に対する意識の啓発が、中小企業・小規模企業の人材の確保および育成につながることから、職業体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者・小規模企業者の努力)

第5条 中小企業者・小規模企業者は、基本理念に基づき、主体的に経営の向上および改善を図るよう努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者・小規模企業者は、他の中小企業者・小規模企業者および町内の多様な主体と連携するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者・小規模企業者は、中小企業・小規模企業関係団体への加入に努めるものとする。
- 4 中小企業者・小規模企業者は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業関係団体の役割)

第6条 中小企業・小規模企業関係団体は、基本理念に基づき、中小企業者・小規模企業者の経営の向上および改善ならびに地域コミュニティの維持発展に資するため、相互に連携し、および協力することにより、中小企業者・小規模企業者に対して積極的な支援を行うよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の理解および協力)

第7条 大企業者は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興が自らの事業活動の維持および発展において重要な役割を果たしていることを認識し、中小企業者・小規模企業者に対して積極的な連携を図るよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の協力)

第8条 金融機関は、基本理念に基づき、中小企業者・小規模企業者の経営努力を支援するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の事業活動による町への貢献について理解を促すとともに、教育活動を通じて、**勤労および職業に対する意識の啓発に努めるものとする。**

(町民の理解および協力)

第10条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の形成基盤、雇用環境の整備等町民の生活向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第11条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施にあたっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者・小規模企業者の経営基盤の強化および企業基盤を町内に維持しつつ行う新たな事業展開への支援に関すること。
- (2) 中小企業者・小規模企業者の事業承継および創業促進に関すること。
- (3) 中小企業者・小規模企業者の人材の確保および育成のための雇用の促進ならびに

職業能力の開発および向上に関すること。

(4) 中小企業者・小規模企業者および中小企業者・小規模企業者以外の連携促進に関すること。

(5) 中小企業者・小規模企業者に対する資金の円滑な供給のための融資制度および信用補完事業の充実に関すること。

(6) 中小企業者・小規模企業者に関する調査、情報の収集および提供等に関すること。

(7) 中小企業者・小規模企業者による地域コミュニティの維持発展に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関すること。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。